

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

赤井川村まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道余市郡赤井川村

3 地域再生計画の区域

北海道余市郡赤井川村の全域

4 地域再生計画の目標

本村の人口は、1955年の3,045人をピークに減少傾向であり、2015年の国勢調査では1,121人まで落ち込んでいたが、リゾート地域の再開発、インバウンド観光客の増加に伴う外国人従業員増加の背景に2021年3月末現在の人口（住民基本台帳）では、1,153人と微増傾向を示している。一方、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した人口推計では、本村の人口は2010年の1,262人から、2040年には910人、2060年には792人まで減少する見込みとなっている。

年齢3区分別人口は、2005年から2015年にかけて生産年齢人口（815人→618人）及び年少人口（159人→139人）は減少したが、老年人口（336人→364人）は増加している。2020年3月では年少人口136人、生産年齢人口711人、老年人口375人となっている。

自然動態については、出生数・死亡数ともに減少傾向がみられ、2020年度では出生数7人、死亡数18人となっている。合計特殊出生率（2018年～2020年平均）は1.38人となっている。

社会動態については、これまで転入数より転出数が多い社会減の状態が続いていたが、2011年には転入数44人で転出数90人となっており転入のほぼ2倍の数字であり、2013年には転入数61人、転出数87人で転出数は微増となったものの転入数が増加し差は縮まった。2020年度には転入数91人、転出数131人となっており、転入数・転出数共に増加し人口の流動化が起きている。

このような急激な人口減少・超高齢化が進行すると、生産・消費などの経済活動の深刻な停滞、税収減による公共部門のサービス・投資余力の著しい低下や地域の担い手が減少し地域コミュニティが衰退し、地域の活気も低下してしまうなど本村の社会・経済を支える重要な機能が危機的な状況に陥ることが想定される。

こうした人口減少に対応するためには、これまで以上に危機感とスピード感を持ち、諸般の対策を講じる必要がある。また、人口減少は、経済・雇用、医療、福祉、社会資本など地域社会を取り巻く様々な要素が重なり合って生じるものであることから、その対応に当たっては、幅広い関係者が密接に連携し、幅広い分野を対象とした総合的な対策を講じることが求められる。

このように人口減少問題への対応は、本村の生き残りをかけた、先送りできない待ったなしの最重要課題であるため、以下の項目を本計画の基本目標に掲げ、本村の地域資源を最大限活用して、赤井川村が「安らぎと感動の赤井川 人が集まる美しいカルデラの里」となるよう、ひと・しごとを呼び込む村づくりを推進していく。

- ・基本目標 1 子どもを生み育てたいという希望をかなえるとともに、将来を担う人材を育てる
- ・基本目標 2 住みたいと思える環境を整え、人を呼び込むとともに、関係人口を増やす
- ・基本目標 3 農業と観光・リゾートを柱とした力強い産業と雇用の場をつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する地方版総合戦略の基本目標	
				第1期 (2020年度 まで)	第2期 (2021年度 以降)
ア	合計特殊出生率※	1.39	1.64	基本目標 1	—
	18歳未満の人口比率	13.9%	14.0%	—	基本目標 1
イ	社会増減数	0人	3人	基本目標 2	—

	(転入者数－転出者数) ※				
	社会増減数 (転入－転出者数) *外国人住民除く	11人	9人	—	基本目標 2
ウ	設定新規就農者農業収入 (1戸あたり) ※	1,000千円	2,000千円	基本目標 3	—
ウ	新規就農者	4人	8人	—	基本目標 3
エ	観光客数	380千人	1,038千人	基本目標 3	

※2020年度までに実施した事業の効果検証に活用。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

赤井川村まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 子どもを生き育てたいという希望をかなえるとともに、将来を担う人材を育てる事業
- イ 住みたいと思える環境を整え、人を呼び込むとともに、関係人口を増やす事業
- ウ 農業と観光・リゾートを柱とした力強い産業と雇用の場をつくる事業

② 事業の内容

- ア 子どもを生き育てたいという希望をかなえるとともに、将来を担う人材を育てる事業

安心して子どもを生き育てたいと思う人々の希望をかなえるとともに、子どもが将来を担う人材としてたくましく成長することができるよう、子育て支援体制の充実や子どもの教育体制の充実に向けた施策を推進す

る。

【具体的な取組】

- ・地域における子育て支援の充実
- ・子育てを支援する生活環境の整備
- ・子ども達の学びを支える教育の推進
- ・世界の中で活躍できる人材の育成 等

イ 住みたいと思える環境を整え、人を呼び込むとともに、関係人口を増やす事業

村民が住みたい、村外の人が本村に移り住みたいと思える環境の整備と I ターン・U ターン者の増加を目指し、健康で長生きできる保健・医療体制づくりや快適・安全・便利な生活環境づくり、定住・移住の促進、関係人口の拡大に向けた施策を推進する。

【具体的な取組】

- ・母子保健の充実
- ・高齢者の暮らしの支援
- ・スポーツ施設の整備
- ・再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みの推進
- ・常備消防、救急体制の充実
- ・定住、移住の促進に向けた取り組みの推進
- ・ふるさと納税の有効活用
- ・新たな公共交通システムの構築 等

ウ 農業と観光・リゾートを柱とした力強い産業と雇用の場をつくる事業

村全体の活力の維持と雇用の場の確保、観光・リゾートから定住・移住への展開を目指し、基幹産業である農業と観光・リゾートを柱とした産業振興に向けた施策を推進する。

【具体的な取組】

- ・農業生産基盤の充実
- ・農業経営の安定化の促進
- ・後継者、新規就農者対策の推進
- ・観光振興活動への支援

・インバウンドの受け入れ体制の充実 等

※なお、詳細は第2期赤井川村創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

162,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定する。検証後速やかに赤井川村公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで